## 大畑川単県自然債河川改良(緊急)(護岸工)工事 特記仕様書

## 第1編 特記仕様書(工事) 第1章 総則

## 第1条 適用

本特記仕様書は「令和 7 年度 自河改(緊) 第 1716-0-101 号 大畑川単県自然 債河川改良(緊急)(護岸工)工事」に適用する。

## 第2条 目的

本工事は、阿蘇郡南阿蘇村河陽地内を流れる大畑川において、当地区の洪水の安全な流下および河川の安定を目的とした河川改修を行うものである。

## 第3条 週休2日試行工事

本工事は週休2日試行工事(週休2日(現場閉所型)工事)の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領(令和5年4月1日)(以下、「要領」という。)に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4週8休」に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。

#### 第4条 工事数量

本工事における工事数量は、別紙「工事数量総括表」のとおりとする。

なお、数量に変更が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ、契約変更の対象とすることができるものとする。

また、施工に当たっては下記に留意すること。

受注者は、工事契約後速やかに必要な測量を実施し、契約図書と現地に差異並びに特記仕様書に疑義が生じた場合は、原則として書面で監督職員と協議し適切な処理を行わなければならない。

## 第5条 適用基準

本工事施工に当たっては、本仕様書によるほか、一般的な事項については土木工事共通仕様書(熊本県土木部 平成31年4月)、土木工事施工管理基準(熊本県土木部 平成31年4月)によらなければならない。

## 第6条 設計変更及び一時中止の手続き

本工事に関する設計変更及び一時中止については、契約書及び土木工事共通仕様書(熊本県土木部 平成31年4月)に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、土木工事設計変更ガイドライン(熊本県土木部 平成27年10月)及び土木工事一時中止ガイドライン(熊本県土木部 令和元年8月)によることとする。

## 第7条 熊本県請負工事成績評定要項

本工事は、熊本県請負工事成績評定要領に基づき評定を行う。

## 第8条 積算方式について

本工事は、「熊本地震の被災地(熊本県)で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」を用いた積算方式の試行対象工事である。

## 第9条 補正係数について

本工事は、「土木工事標準積算基準」等により対象額毎に算出された共通仮設費率及び 現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じる試行対象工事である。

【共通仮設費率 (率分): <u>1. 1</u> 現場管理費率: 1. 1】

## 第10条 最新資材等単価への設計変更に係る特例措置について

- (1) 本工事は、令和7年7月15日付けの設計単価で積算しているが、<u>当初</u>契約締結日までに設計単価が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新の設計単価で設計変更を行う。
- (2) ただし、受注者の了解を得られた場合、第一回変更設計時に実施することができる。

## 第11条 最新積算基準への設計変更に係る特例措置について

- (1)本工事は、令和6年度熊本県土木工事標準積算基準(以下「積算基準」という。)に基づき積算を行なっているが、<u>当初</u>契約締結日までに積算基準が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新積算基準で設計変更を行う。
- (2) ただし、受注者の了解を得られた場合、第一回変更設計時に実施することができる。

# 第 2 編 共通 第 2 章 工程制約条件

## 第12条 工期について

エ 期:契約締結日の翌日から令和8年3月27日までとする。

なお、この工事は令和8年度への繰越手続きを予定しており、関係機関の承認後、実工事期間183日と余裕期間30日の範囲内において受発注者協議のうえ、令和8年5月7日まで工期の延伸を行う。

(1) 上記工期には、余裕期間30日間を設けており、受注者が契約時に、余裕期間の範囲内で工事開始日を選択する「任意着手方式」としている。任意着手方式では、余裕期間以外の期間(実工事期間)は変わらず、工事開始日により工期末が決定するので注意すること。

なお、余裕期間内の現場代理人及び技術者の設置は要しないものとする。 また、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事開始日を通知すると共に、契約後、契約約款第3条による工程表に余裕期間を記入して提出するものとする。

- (2) 余裕期間内における資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。
- (3) 契約締結後において、工事開始日の変更の必要が生じた場合は、別記様式により、監督職員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事着手できるものとする。

## 第13条 関係機関との連絡調整

## 【道路利用者等】

工事用車両等の影響より、周辺道路の利用に影響が生じるおそれがある場合は、受注後、 工程、施工手法等が確定次第、利用者等へ説明及び予告看板設置、チラシ等の配布により 周知を図ること。

本施工箇所は河陽であるため管理者に施工時期を周知し、立入りの際は連絡を行うこと。

## 第3章 用地制約条件

#### 第14条 用地取得の状況

工事区域の用地取得については、すべて完了している。

## 第15条 原形復旧

本工事の施工区域外の工事用地においては、使用終了後速やかに原形復旧しなければならない。

#### 第16条 民地借上げ

民地借上げをする場合の地元折衝及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は受 注者の責任において処理しなければならない。

## 第4章 支障物件

## 第17条 占用物件

本工事の施工にあたっては、事前に電気、通信、ガス、水道、下水道等の地下埋設物の有無及び埋設位置を確認するとともに、必要に応じて占用者の立会いを求めること。 なお、架空物件についても同様とする。

## 第5章 騒音·振動·粉塵·汚濁等

## 第18条 アイドリングストップ

建設機械等のアイドリングストップに努め、その点検を行うこと。

#### 第19条 不法無線車両の禁止

本事は不法無線局を設置している車両の出入りを禁止する。受注者は、不法無線局設置車両の有無を確認するとともに、同車両を排除すること。

## 第20条 汚濁等の対策

本工事は、汚濁防止フェンス等の汚濁対策は考えていないが、現場条件等で必要となった場合は、事前に監督職員と設置範囲等の協議を行うこと。

## 第6章 安全対策

## 第21条 危険防止対策等

施工計画書の中に安全管理に係る対策工を検討し記載すること。また、現地状況等を踏まえて施工手順について、十分検討し、監督職員に報告・協議したうえで施工すること。

# 第3編 施工管理 第7章 施工管理一般

## 第22条 工事環境に対する計画

周辺環境への配慮として、次のことに留意すること。

- 1 工事の施工に際しては、粉塵、濁水、騒音、振動及び通傷害等により地域住民及び 漁協とのトラブルを極力防止するよう綿密な検討を施工計画書作成時に行うものと する。
- 2 監督職員が必要と判断した時は、工事現場周辺道路の散水を行うものとする。
- 3 路面は常に良好なる状態に維持しなければならない。路面の破損した箇所について は、直ちにアスファルトや砂利で補給し、これらの維持に留意すること。
- 4 水質事故(油流出等)を起こさないように、重機の点検整備を強化するとともに、 慎重な作業に努めること。
- 5 水質事故が発生した場合、直ちに監督員に報告するとともに、下流域に拡大しないようオイルフェンス・吸着マット等の対策を講じること。

## 第23条 工事おける創意工夫の実施

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する事項、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

## 第8章 再生資源

## 第24条 再牛資材の利用等

- 1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等
- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号)。以下「建設リサイクル法」という。)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と 受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した事項と異なる場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合で、 受注者の責めによるものでない事項については、監督職員と協議するものとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法 18条に基づき、次の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。 なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式1 〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕 を兼ねるものとする。
  - ・再資源化等が完了した年月日
  - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
  - ・再資源化等に要した費用

## 第9章 建設副産物

## 第25条 建設発生土の処分

1 本工事により発生する建設発生土は、下記へ搬出するものとするが、これによりがたい場合は別途協議すること。これに伴い、搬出先が変更となった場合は、設計変更の対象とする。ただし、施工中に50km以内で工事間利用できる工事が出てきた場合は、設計変更を行い工事間利用を行うものとする。

(1)受入場所: 阿蘇郡南阿蘇村吉田

(2)受入時期: ~令和8年3月31日

(3)受入時間帯:8時30分~16時30分(日曜・祝祭日を除く)

(4)受入土質: 第2種建設発生土

(5) 受入土量 : 1,189m3

(6) 運搬距離 : 9.2 k m

- 3 建設発生土の処理処分状況の記録を竣工書類に添付すること。
- (1) 処分地への経路表示をした地図、経路を示す写真
- (2)処分地の着工前・状況・竣工時の写真
- (3) 処分地に関すること 等
- 4 捨土完了後、監督職員の立会のもと完了確認を行うこと。

## 第10章 安全管理

#### 第26条 安全管理チェックリスト

受注者は、県の定める様式を基に安全管理チェックリストを作成し、施工計画書提出時に併せて提出するものとする。また、作成したチェックリストの内容について、現場内での周知徹底を図るとともに、チェックリストを用いて月1回以上の現場点検を実施し、その結果を毎月の履行報告書と併せて監督職員へ提出するものとする。ただし、チェックリストの内容は必要に応じて変更することができ、その場合は再度監督職員へ提出するものとする。

## 第 4 編 一般施工編 第 11 章 築堤工·護岸工

#### 第27条 変状の確認

施工予定範囲を除草後、新たなクラック、滑り等の大きな変状が無いか調査すること。 調査結果により施工範囲外(延長・深さ)へ影響する可能性がある場合は監督員と協議 すること。

## 第28条 掘削工

気象予報等にて降雨情報を入手し、水位上昇が見込まれる場合は、新たな掘削を中止し、 現掘削箇所の復旧を行い、安全対策を施すこと。

#### 第29条 築堤盛土工

- 1. 構造物の埋戻しで、機械施工による締固めができない所は、タンパーまたは振動ローラーの使用を標準とする。
- 2. 他の機種を使用する場合は、施工前に監督職員の承諾を受けなければならない。
- 3. 現地状況に応じて、購入土ではなく、流用土を使用する。

## 第30条 護岸工

本工事で使用するコンクリートブロック護岸については以下のとおりとする。

- ・コンクリートブロックは明度6以下を使用すること。
- ・コンクリートブロックは材料承認によるものとし、設計変更の対象としない。ただし、ブロック工等の技能者不足が理由で、中型ブロックを使用する場合はその限りではないので、監督員と別途対応を協議すること。
- ・コンクリートブロックの材料承認に伴う、胴込めコンクリート等及びブロック本体 以外の小口止め等の変更については設計変更の対象とする。
- ・コンクリートブロックの中空部の中詰材は再生クラッシャーラン及び現場発生土を 使用すること。
- ・小口止コンクリート、調整コンクリート等の護岸表面コンクリート面が露出する場合には、明度6以下を満足させるために、表面処理を行うこと。

# 第5編 その他 第12章 その他

#### 第31条 ワンデーレスポンスの実施

1.この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

ワンデーレスポンスとは、受注者からの協議、報告、承諾願、確認願、立会願等(以下「協議等」という。)に対して、監督員が原則として1日以内に回答するよう対応することである。ただし、1日以内の回答が困難な場合は、受注者と協議うえ、回答予定日を設けるなど、何らかの回答を1日以内にするものである。

- 2. ワンデーレスポンスは、「土木工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施するものとする。
- 3. 受注者は、計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を 把握できる工程管理方法について、監督員と協議すること。
- 4. 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに書面により監督員に報告するものとする。

## 第32条 現場技術者等の腕章の着用について

1. 目 的

現場における責任の自覚と意識の高揚並びに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を目的として実施する。

- 2. 対象者
- ·現場代理人
- ・監理技術者又は主任技術者
- 3. 腕章の仕様

仕様は、監督職員と協議するものとする。

着用箇所は、腕の見易いところを原則とする。なお、腕章のほかにも名札も着用することが望ましい。

## 第33条 工事監督支援業務対象工事

本工事は、下記により工事監督支援業務を実施する。

- 1) 本工事は現場における工事監督支援業務を委託しているので、土木工事共通仕様書 第1編1-1-9 (現場技術員)によるものとする。
- 2) 本工事を担当する担当技術者は後日通知する。

#### 第34条 情報共有システム(設計額1千5百万円以上)

本工事は、情報共有システムを利用する工事である。

(1)情報共有システムは、工事施工中の発注者、受注者間でやりとりする文書・図面を 電子化して共有し、情報の有効活用を図るものである。

- (2) 本工事は、情報共有システムを利用することを原則とする。利用する情報共有システム及び登録に必要な基本情報については発注者と協議することとする。
- (3)情報共有システムの利用により、紙媒体の提出を妨げるものではない。電子化が困難な書類等は、紙媒体の提出でも構わないものとする。

第35条 特例監理技術者の配置(監理技術者の兼務)が認められる工事の場合 本工事は、建設業法第26条第3項第2項の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を認める。

特例監理技術者の配置を行う場合には、「主任(監理)技術者等及び現場代理人の取扱いについて(平成15年2月27日付け土木部長通知、最終改正 令和7年3月27日)」に記載されている要件を満たさなければならない。

本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

## 第36条 技術者の専任を要しない期間(工事着手前)

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所設置、着手前測量、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、現場代理人の常駐及び主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

## 第37条 技術者の専任を要しない期間(しゅん工検査後)

工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、現場代理人の常駐及び主任技術者又は 監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の 完成を確認した旨、受注者に通知した日(「工事竣工認定書」等における日付)とする。

#### 第38条 電子納品

(1)電子納品に関する基準

電子納品に関する基準は「熊本県電子納品運用ガイドライン」 (以下「熊本県ガイドライン」という。) によるものとする。

## (2) 電子納品

本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、熊本県ガイドラインに示すファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督職員と協議するものとする

## (3) 電子化に要する費用

電子化に要する費用は共通仮設費に含まれているものとする。ただし、電子化が困難なもの※2 で、特に監督職員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を技術管理費に計上し、設計変更で対応する。

※2:「工事完成図書の電子納品要領(案)平成16 年6 月 国土交通省」の「8-4 電子化が困難な資料の取り扱い」を参照

## 第39条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議すること。

- 〇購入費の対象となる建設資材は、砕石類(クラッシャーラン、粒度調整砕石、栗石、 割栗石、詰石、再生クラッシャーラン)とする。
- ○輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板、敷鉄板等)とする。

## 【事前協議】

受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費に係る設計変更を請求しようとする場合は、次の事項を記載した「報告・協議書」により、発注者と協議する。

- ① 遠隔地から調達する資材の名称・規格及び製造地区、輸送基地の名称
- ② 遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由
- ③ 当該製造・生産工場又は輸送基地を選定した理由
- ④ 建設資材の見積書
- ⑤ その他発注者が必要と認めた事項

## 第40条 労働者確保に要する間接費の設計変更について

本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「設計変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方法に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、設計変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する工事である。

営 繕 費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

## 第41条 現場環境改善

1:工事現場の環境改善は、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

2:現場環境改善の内容については、別表第1の内容のうち原則として各項目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)に1内容ずつ(いずれか1項目のみ2内容)の合計5項目以上を実施するものとする。

3:現場環境改善については具体的な内容、実施時期について、施工計画書に含め提出するものとする。

4: 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

## 【別表-1】

計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	1.用水・電力等の供給設備, 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設, 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実, 6.環境負荷の低減
<u>現場環境改善</u> (営繕関係)	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)2.労働宿舎の快適化3.デザインボックス(交通誘導警備員待機室)4.現場休憩所の快適化5.健康関連設備及び厚生施設の充実等
<u>現場環境改善</u> <u>(安全関係)</u>	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)2.盗難防止対策(警報器等)3.避暑(熱中症予防)・防寒対策
<u>地域連携</u>	1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事 PR 看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9.社会貢献

第42条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の 状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

#### 第43条 留意事項

本工事の施工に当たっては、次の点について留意すること。

- (1) 工事受注後、現場の立ち入りに当たっては、関係地権者並びに工事施工に伴い影響を与える周辺土地所有者又は駐在員に必ず工事着手の挨拶を行うこと。
- (2)施工中の現場においては、地権者及び通行人等への挨拶を行うこと。
- (3) 施工完了後、周辺の整理を行うこと。
- (4) 1日の作業終了時には必ず現場の安全確認を行い、安全施設等の点検を行うこと。
- (5) 1日の作業終了は、極力中途半端な状況で終了しないようにすること。
- (6)施工期間中は現場の維持補修を適切に行い、通行人および通行車両の安全を確保すること。
- (7) 地権者等からの要望や支障物件については、現場で判断せずに監督職員と協議する こと。
- (8) 事業損失等がでないように周辺の環境に配慮すること。
- (9)毎月末の進捗状況を翌月5日までに監督職員に報告すること。
- (10) 現地状況に変更等が確認された場合、その都度速やかに監督職員に報告、協議すること。
- (11) その他、疑義が生じた場合には、監督職員と協議のうえ、施工すること。

#### 第44条 本工事の予定価格に含まれる法定福利費概算額について

本工事の予定価格に含まれる法定福利費概算額は別記様式-3 のとおりである。

## 第45条 VE 提案

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。

#### 1. 定義

「VE提案」とは、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく 請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者 が発注者に対し行う提案をいう。

## 2. VE提案の範囲

- (1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- (2)以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
  - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
  - ②契約約款第18条に基づき条件変更が確認された後の提案

③入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

## 3. VE提案書の提出

- (1)受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(VE様式1号~VE様式3号)に記載し、発注者に提出しなければならない。
  - ①設計図書とVE提案の内容の対比等
  - ②VE提案による概算低減額算出根拠
  - ③その他詳細資料及び図面
- (2)発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、前項のVE提案を契約書の締結日により、当該VE提案に係わる部分 の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。ただし、V E提案の回数は1回を原則とする。
- (4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

## 4. VE提案の審査

VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性、機能性等を評価する。

なお、提出されたVE提案書の内容について説明を求められた場合にはこれに応じなければならない。

#### 5. VE提案の採否等

- (1)発注者は、VE提案の採否について、VE提案の受領後14日以内に書面により受注者に通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、提出されたVE提案が適正と認められなかった場合は、その理由を付して通知するものとする。
- (2)発注者は、VE提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、設計図書の変更を行うものとする。
- (3)発注者は、前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、必要があるときは、請負代金額を変更するものとする。
- (4) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。
- (5) V E 提案が適正と認められた後、契約約款第18条の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- (6)発注者は、契約約款第18条の条件変更が生じた場合には、契約約款第24条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、 契約約款第18条の条件変更が生じた場合の前記(4)のVE管理費については、

原則として変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由 (不可抗力や予測することが不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著 しく工事低減額が減少した場合においては、協議して定めるものとする。

## 6. VE提案の実施結果報告

受注者は、VE提案箇所の施工終了後、施工状況及び結果等を報告書にまとめて発注者に提出すること。

## 7. VE提案の保護

発注者は、VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

## 8. 責任の所在

発注者がVE提案等を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

## (発注者) 殿

## (受注者) 住 所 商号又は名称 代表者氏名

## 工事開始日通知書 (変更協議書)

次の工事について、工事開始日を定めました(変更したい)ので通知(協議) します。

工事名	
工事場所	
工事の始期(工事開始日)	変更協議の場合は、当初と変更を2段書きすること 変更の場合の記載例) (当初)令和3年4月23日 (変更)令和3年3月23日 (余裕期間31日短縮)
工事の終期 (工事完成日)	変更協議の場合は、当初と変更を2段書きすること 変更の場合の記載例) (当初)令和3年10月29日 (変更)令和3年9月28日 (工期末31日短縮)

- ※1 本通知書は、契約書の提出期限内に提出すること。
  - 2 工事の終期は、本通知に記載した工事開始日に、特記仕様書に示す実工期期間を加えた期日を記載すること。
  - 3 契約書上の工期は、始期は契約日の翌日を、終期は本通知書における工事 の終期を記載するので注意すること。
  - 4 変更協議を行う場合は、「工事開始日<u>通知書」を「工事開始日変更協議書」に、「工事開始日を定めました</u>ので<u>通知</u>します」を「工事開始日を<u>変更し</u>たいので協議します」に改めること。

# 予定価格に含まれる法定福利費概算額

工種	河川工事
予定価格(税込)	¥48,386,800
上記予定価格に含まれる 法定福利費概算額	¥1,896,763

上記予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主 負担額の概算額です。

当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費(営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費)に含まれる法定福利費について、当工事に係る積算上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等の実情に応じて異なります。